

藤沢市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子について

1 目的

犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の支援について、基本理念や責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び生活の再建を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例における用語の意味を定義します。

- (1) 犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とします。
- (2) 犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者で、市内に住所を有する者、その家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者とします。
- (3) 市民等とは、市内に居住する者、勤務若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体とします。
- (4) 事業者とは、市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者とします。
- (5) 民間支援団体とは、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体とします。
- (6) 関係機関等とは、国、神奈川県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体、その他の犯罪被害者等の支援に関係する機関とします。
- (7) 二次被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害とします。
- (8) 再被害とは、犯罪被害者等が加害者から再び受ける被害とします。

3 基本理念

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮し、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう、適切に途切れることなく行います。

また、犯罪被害者等への支援は、迅速かつ公正に、犯罪被害者等にとって利用しやすく二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行い、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携及び協力して推進します。

4 市の責務

市は基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定します。

また、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため情報の提供、その他の必要な援助を行います。

5 市民等の責務

市民等は基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせない又は犯罪被害者等を孤立させないように十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めます。

6 事業者の責務

事業者は基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないように十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めます。

また、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な手続きや刑事司法等に適切に関与することができるよう、就労及び勤務について十分に配慮するよう努めます。

7 総合支援窓口の設置について

犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置します。

8 相談及び情報の提供等について

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整（ソーシャルワーク）を行います。

9 日常生活等の支援について

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の施策を行います。

- (1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成や、その他の必要な支援を行います。
- (2) 犯罪等による精神的な被害を早期に軽減し、又は回復することができるよう、心理カウンセリングの実施や、その他の必要な支援を行います。
- (3) 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活に係る支援や、その他の必要な支援を行います。
- (4) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、転居に要する費用の助成や、その他の必要な支援を行います。
- (5) 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置、その他の必要な支援を行います。

10 市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援について

市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携及び協力して、相談及び情報の提供等を行います。

１１ 総合的支援体制の整備について

関係機関等と連携及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備します。

１２ 人材の育成について

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施、その他の必要な施策を講じます。

１３ 市民等への啓発活動等について

犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性について市民等の理解を深めるよう啓発活動や、その他の必要な施策を行います。

１４ 学校における教育等について

学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止について理解を深めるための教育、その他の必要な施策を実施します。

また、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、安心して教育を受けることができるよう、児童、生徒等の置かれた状況に応じて十分に配慮します。

１５ 支援を行わないことができる場合について

犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合や、その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとします。

１６ 意見等の反映について

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等及び民間支援団体からの意見、要望等を定期的に把握し、施策への反映に努めます。

１７ 委任に関すること

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

以 上